

「育児しごと」応援しませんか？

北海道労働局では、子育てで大変な期間を「育児しごと」の期間と位置づけ、それを積極的に応援する企業に対し、①育児休業等規定整備支援、②一般事業主行動計画の策定・届出の支援、③中小企業子育て支援助成金の支給により、バックアップしています。

一般事業主行動計画を策定しよう！

事業主は、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てしやすい雇用環境を整備するための計画（一般事業主行動計画）を策定し、労働局に届け出ていただくことになりました。（常時301人以上の労働者を雇用している事業主：義務 300人以下：努力義務）

一定の要件を満たす行動計画を策定し、目標を達成した場合は、労働局の認定を受けることができます。

中小企業子育て支援助成金ってなに？

中小企業子育て支援助成金とは、常時雇用する労働者が100人以下の企業に平成18年4月1日以降初めて育児休業取得又は短時間勤務適用者が生じた場合、助成金が支給される制度です。

受給できる事業主（主な要件）

- ① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出している。
- ② 労働協約又は就業規則に育児休業又は短時間勤務制度の規定がある。
- ③ 育児休業の場合、6か月以上育児休業を取得し、かつ、職場復帰後6か月以上継続雇用されている。短時間勤務適用者の場合、3歳未満の子について6か月以上制度を利用。
- ④ 雇用保険被保険者として1年以上継続して雇用。

受給額	育児休業	短時間勤務
1人目	100万円	期間に応じて60～100万円
2人目	60万円	期間に応じて20～60万円

問い合わせ先

北海道労働局雇用均等室

札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎3階

TEL011-709-2715 Fax011-709-8786

☆育児休業等の規定を作りたい→<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/index.html>

☆行動計画を策定・届出したい→<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

☆助成金について詳しく知りたい→<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu.html>